



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 日本エスリード株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 荒牧 杉夫
コ ー ド 番 号 8 8 7 7 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 井上 祐造
(TEL . 0 6 - 6 3 4 5 - 1 8 8 0)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会において承認されることを条件として実施いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化並びにコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現することを目的に監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 24 回定時株主総会において、移行に必要な定款の変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">定 款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋および管理</u> 2. <u>宅地建物取引業</u> 3. <u>不動産の取引に関する研究、コンサルタント業</u> 4. <u>不動産利用に関する企画・設計</u> 5. <u>テナントの募集</u> 6. <u>建築工事および設備工事</u> 7. <u>室内装飾の設計、監理、施工</u> 8. <u>損害保険代理業</u> 9. <u>飲食店の経営</u> 10. <u>広告、宣伝の企画・制作および販売</u> 11. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 12. <u>駐車場の経営ならびに管理</u> 13. <u>介護用品、介護機器の売買、賃貸、仲介、修理ならびに設置工事</u> 14. <u>不動産投資顧問業</u> 15. <u>金銭の貸付、金銭の媒介および保証業務</u> 16. <u>銀行の代理店業務</u> 17. <u>建築物の設計および工事監理</u> 18. <u>前記各号に附帯関連する一切の事業</u> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 	<p style="text-align: center;">定 款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理</u> (2) <u>宅地建物取引業</u> (3) <u>不動産の取引に関する研究、コンサルタント業</u> (4) <u>不動産利用に関する企画・設計</u> (5) <u>テナントの募集</u> (6) <u>建築工事及び設備工事</u> (7) <u>室内装飾の設計、監理、施工</u> (8) <u>損害保険代理業</u> (9) <u>飲食店の経営</u> (10) <u>広告、宣伝の企画・制作及び販売</u> (11) <u>生命保険の募集に関する業務</u> (12) <u>駐車場の経営並びに管理</u> (13) <u>介護用品、介護機器の売買、賃貸、仲介、修理並びに設置工事</u> (14) <u>不動産投資顧問業</u> (15) <u>金銭の貸付、金銭の媒介及び保証業務</u> (16) <u>銀行の代理店業務</u> (17) <u>建築物の設計及び工事監理</u> (18) <u>前記各号に附帯関連する一切の事業</u> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4. 前条に定める請求をする権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取・売渡、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 13 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項とその他定款に定めがある場合にかかわ</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に定める請求をする権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取・売渡、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 13 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項とその他定款に定めがある場合にかかわら</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>らず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>または登録株式質権者</u>とすることができる。</p>	<p>ず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主<u>又は登録株式質権者</u>とすることができる。</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集権者<u>および</u>議長)</p>	<p>(招集権者<u>及び</u>議長)</p>
<p>第 1 5 条 株主総会は、法令に<u>別段の定めがある場合を除き</u>、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が代わる。</p>	<p>第15条 株主総会は、法令に<u>定めるもののほか</u>、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が代わる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>第 1 6 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載<u>又は</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>第 1 7 条 (条文省略)</p> <p>② 前項の場合には、株主<u>または</u>代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の場合には、株主<u>又は</u>代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>第 1 8 条 株主総会の決議は、法令<u>または定款に別段の定めがある場合を除き</u>、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、法令<u>または定款に別段の定めがある場合を除き</u>、議決権を行使することができる株主の議決</p>	<p>第18条 株主総会の決議は、法令<u>又は定款に定めるもののほか</u>、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、法令<u>又は定款に定めるもののほか</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議 事 録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</u></p>	<p>第19条 株主総会における議事の経過の要領<u>及びその結果並びに</u>その他法令に定める事項については、議事録に記載<u>又は</u>記録する。</p>
<p>第 4 章 取締役 <u>および</u>取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役 <u>及び</u>取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>は、15名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p><u>2</u> 取締役の選任</p>
<p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第21条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p>
<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4</u> 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p><u>5</u> 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する
(新設)	定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締</u>
(代表取締役および役付取締役)	役の補欠として選任された監査等委員である取締
第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締	役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任
役を選定する。	期の満了する時までとする。
② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1	(代表取締役及び役付取締役)
名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、	第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査
取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干	等委員である取締役を除く。)の中から代表取締
名を選定することができる。	役を選定する。
② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等	2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等
委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1	委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1
名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、	名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、
取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干	取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を
名を選定することができる。	選定することができる。
(役付取締役の職務範囲)	(役付取締役の職務範囲)
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
② 取締役会長、取締役副社長、専務取締役および	2 取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務
常務取締役は各々取締役社長を補佐し、定めら	取締役は各々取締役社長を補佐し、定められた業務
れた業務を分掌処理し、かつ会社の日常業務を	を分掌処理し、かつ会社の日常業務を執行する。
執行する。	3 取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務
③ 取締役会長、取締役副社長、専務取締役および	取締役は、取締役社長に事故があるときは、取締
常務取締役は、取締役社長に事故があるときは、	役社長に代わって業務を執行する。
取締役社長に代わって業務を執行する。	(取締役会の招集権者及び議長)
(取締役会の招集権者および議長)	第25条 取締役会は、法令に定めるもののほか、取締
第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除	役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締
き、取締役社長が招集し、その議長となる。た	役に事故があるときは、あらかじめ取締役会にお
だし、取締役社長に事故があるときは、あらか	いて定めた順序により、他の取締
じめ取締役会において定めた順序により、他の	取締役が招集し、議長となる。
取締役が招集し、議長となる。	(取締役会の招集通知)
(取締役会の招集通知)	第26条 取締役会の招集通知は、各取締
第26条 取締役会の招集通知は、各取締	役に対し、取締
役に対し、取締役会の日の3日前までに発す	会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合
る。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>る。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮 することができ、<u>または取締役および監査役全 員の同意があるときは省略することができる。</u></p>	<p>には、この期間を短縮することができ、<u>又は取締 役全員の同意があるときは省略することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議の目的である事項につ いて、議決に加わることができる取締役の全員 が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときは、当該決議の目的である事項を 可決する旨の取締役会の決議があったものと みなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは この限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議の目的である事項につ いて、議決に加わることができる取締役の全員が書面 <u>又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき は、当該決議の目的である事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定に より、取締役会の決議によって、取締役会において 決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げ る事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に 委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびそ の結果ならびにその他法令に定める事項につ いては、議事録に記載または記録し、出席した 取締役および監査役がこれに記名押印または 電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領<u>及びその結 果並びに</u>その他法令に定める事項については、議事 録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役がこれに記名 押印<u>又は</u>電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>定款に定 めるもののほか、取締役会において定める取締 役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>定款に定める もののほか、取締役会において定める取締役会規程 による。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当社から受ける財産上の利益(以下、「報 酬等」という。)は、株主総会の決議によって 定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価とし て当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」 という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委 員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して 定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第32条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第33条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日前3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができ、または監査役全員の同意があるときは省略することができる。</p>	
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p>	(削除)
<p>第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p>	(削除)
<p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p>	(削除)
<p>第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>社外監査役の責任免除</u>)</p>	(削除)
<p>第42条 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>る監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
	<p><u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
	<p><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
<p>第<u>43</u>条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第<u>38</u>条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
(剰余金の配当等の決定機関)	(剰余金の配当等の決定機関)
<p>第<u>44</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に<u>別段の定めのある場合を除き</u>、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>	<p>第<u>39</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に<u>定めるもののほか</u>、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
<p>第<u>45</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第<u>40</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p><u>3</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
<p>第<u>46</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>第<u>41</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 附則 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 2 4 回定時株主総会において決議された定款一部変更 の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することができる。

以 上